

件名	「特措法施行規則改正（指定解除）」に関する意見		
宛先	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室		
氏名	白井市長 伊澤 史夫 (担当：環境建設部環境課環境保全・放射線対策班)		
住所	〒270-1492 千葉県白井市復 1123		
電話番号	047-492-1111	FAX 番号	047-492-6377
Eメール	kankyou@city.shiroi.chiba.jp		
意見	<p><b>【該当箇所】</b></p> <p>1. 改正の背景の 24～28 行目</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>指定廃棄物については、指定解除後も処分先の選定が困難となることが懸念されるため、国は、指定廃棄物の指定解除後の処理について全面的な責任を持つこと。</p> <p>(理由)</p> <p>指定廃棄物の要件に該当しない廃棄物においても、廃棄物処理業者が自主基準を定めている場合があり、指定廃棄物の指定が解除されたとしても、市単独では、処分の目途が立たないことが予想されるため。</p>		